

(2) 漁業の概況

イ 本県漁業の基本構造

(イ) 漁業経営体数

漁獲量の減少や魚価低迷による漁業収入の減少，漁業設備投資の増大，漁業用燃油価格の急騰等に伴う漁業支出の増加等によって厳しい経営を余儀なくされている本県の漁業経営は，従事者の高齢化等ともあいまって，年々減少傾向にあります。

平成20年の本県の漁業経営体数は，主として沿岸漁業及び養殖業において減少し，全体では4,006経営体（対平成15年比88.4%）となっています。

（単位：経営体）

区分	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成20年	
		%		%		%		%		%
遠洋漁業	47	1.0	44	1.0	43	1.0	41	0.9	24	0.6
沖合漁業	37	0.8	42	0.9	45	1.0	42	1.0	46	1.1
沿岸漁業	1,739	38.4	1,674	37.3	1,687	38.0	1,656	38.0	1,570	39.2
養殖業	2,710	59.8	2,723	60.7	2,660	60.0	2,624	60.1	2,366	59.1
計	4,533	—	4,483	—	4,435	—	4,363	—	4,006	—

資料：東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

農林水産省統計部「漁業センサス海面漁業調査」

表3 漁業経営体数の推移

(ロ) 漁業就業者数

平成20年「第12次漁業センサス海面漁業調査」（平成20年11月1日現在）の漁業就業者数は9,753人で，平成15年の第11次漁業センサス時に比べ1,696人

（14.8%）減少し，県内就業者の人数が初めて1万人を下回りました。

これを男女別に見ますと，男性は8,068人で1,528人（16.0%）の減少，女性は1,685人で168人（9.1%）の減少であり，平成15年同様男性の就業者の人数が1万人を下回っています。

男性就業者を年齢階層別に見てみますと，15～24歳で27人（12.9%），60歳以上で127人（3.6%）増加したものの，25～39歳及び40～59歳の減少率がそれぞれ11.0%，32.8%となる等，働き盛りの世代の漁業離れが進行している状況が伺えます。

(単位：人)

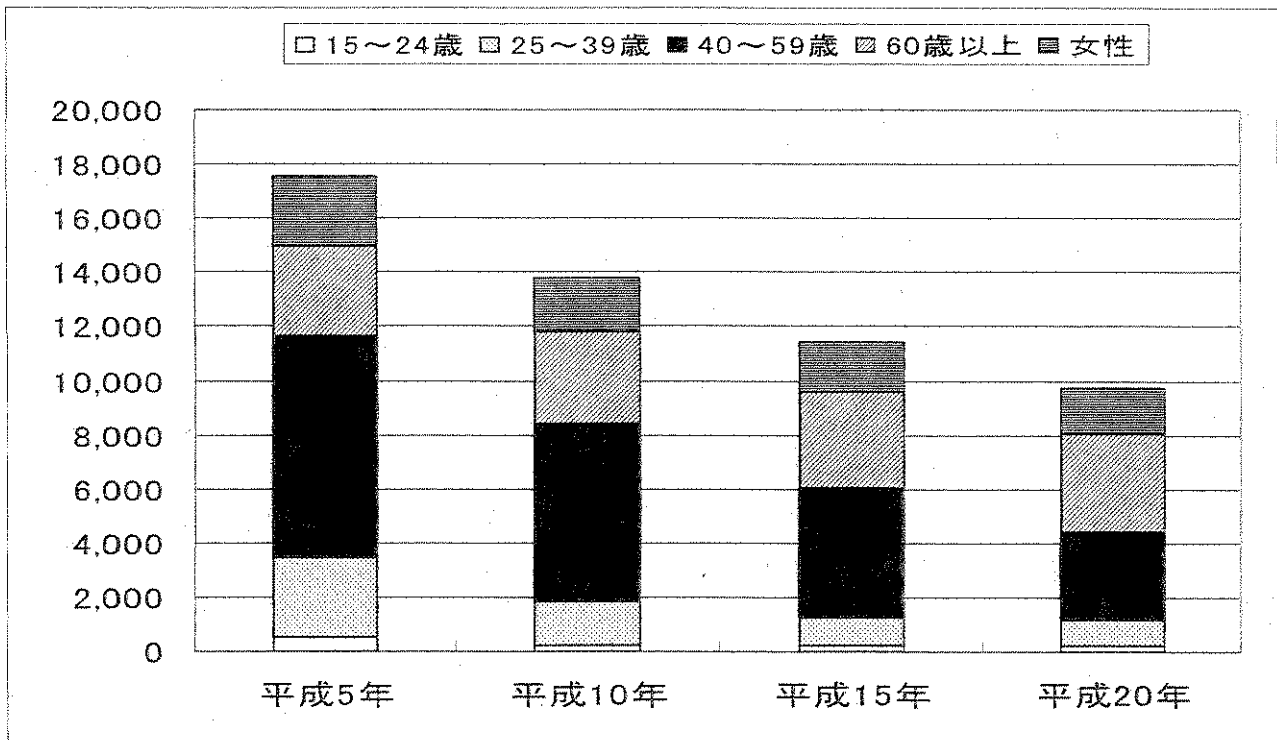


図5・表4 年齢構成別漁業就業者数の推移

(単位：人)

区分	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
男性	15~24歳	546	3.1	243	1.8	210	1.8	237	2.4
	25~39歳	2,905	16.5	1,622	11.7	1,081	9.4	963	9.9
	40~59歳	8,222	46.7	6,531	47.2	4,767	41.6	3,203	32.8
	60歳以上	3,320	18.9	3,432	24.8	3,538	30.9	3,665	37.6
	小計	14,993	85.2	11,828	85.5	9,596	83.8	8,068	82.7
女性	2,606	14.8	2,008	14.5	1,853	16.2	1,685	17.3	
計	17,599	100	13,836	100	11,449	100	9,753	100	

資料：農林水産省統計部「2008年（第12次）漁業センサス海面漁業調査」

(ハ) 漁船隻数

本県における漁船の総隻数はわずかながら減少傾向にあります。

階層区別に見ると、5～9トン階層、15～19トン階層でわずかに増加傾向にあるものの、全般的に漁船隻数は減少傾向にあり、特に100トン以上の階層での減少割合が高くなっています。

(単位：隻)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
5トン未満	13,589	13,446	13,263	13,099	12,871
5～9トン	518	499	495	494	497
10～14トン	146	135	130	132	132
15～19トン	113	116	123	118	121
20～29トン	0	0	0	0	0
30～49トン	22	10	9	9	7
50～99トン	64	27	24	23	18
100～199トン	50	42	44	38	31
200トン以上	154	138	122	106	93
計	14,656	14,413	14,210	14,019	13,770

資料：宮城県農林水産部水産業振興課調べ

表5 漁船隻数の推移

ロ 漁業・養殖業生産

(イ) 海面漁業・海面養殖業の生産量

本県における海面漁業・海面養殖業の総生産量は、昭和61年の80万トン进行ピークに、その後は遠洋及び沖合漁業の低迷とともに減少してきました。

平成6年以降はピーク時の半分の40万トンレベルで推移しており、平成20年は379,157トン(対前年96.5%)と前年に比べ若干減少しています。

(単位：トン)

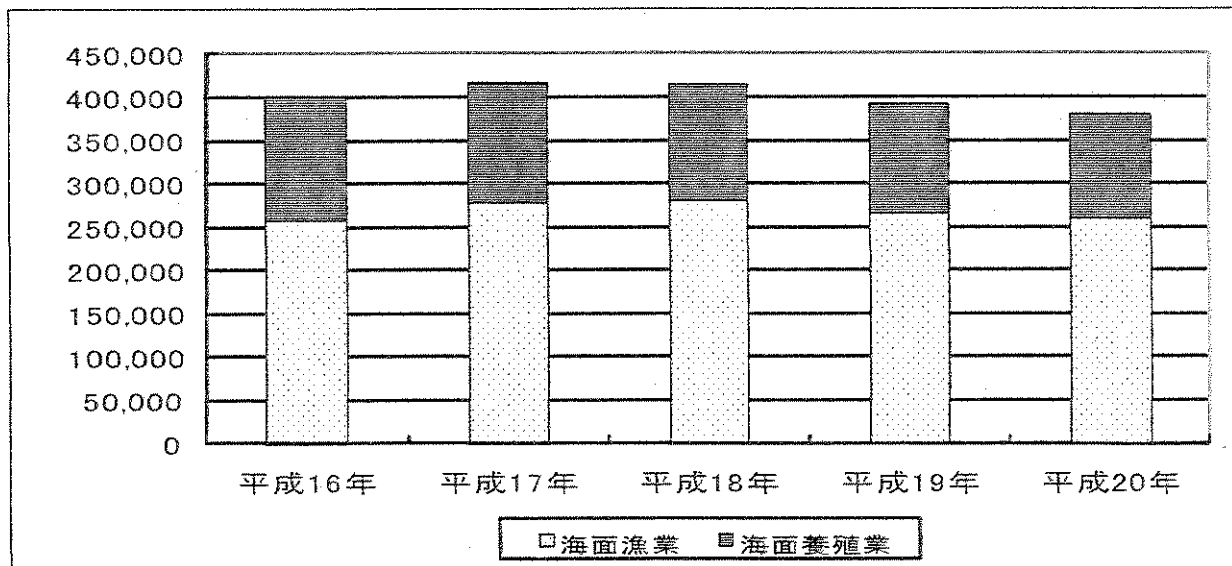


図6・表6 漁業生産量の推移

(単位：トン)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
海面漁業	258,437	278,691	280,616	265,619	259,526
海面養殖業	141,449	137,785	134,592	127,338	119,631
計	399,886	416,476	415,208	392,957	379,157

資料：東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

(ロ) 海面漁業・海面養殖業の生産額

海面漁業・海面養殖業の総生産額は、水揚量の減少や魚価の低迷等により、昭和60年の1,900億円弱をピークに、減少傾向をたどり、平成12年に1,000億円台、平成17年に800億円台を割り込む等厳しい状況にありましたが、平成18年は800億円台に回復しました。その後、平成19年、平成20年は800億円台で推移しています。

平成20年の生産額は、海面漁業は598億円(対前年比104.5%)、海面養殖業は231億円(対前年比97.8%)となり、海面漁業は前年比より若干上回りました。

これは、全国的な漁獲量の減少が少なからず魚価上昇の一因となり、結果として本県の漁業生産額の増加を招いたものと考えられます。

(単位：百万円)

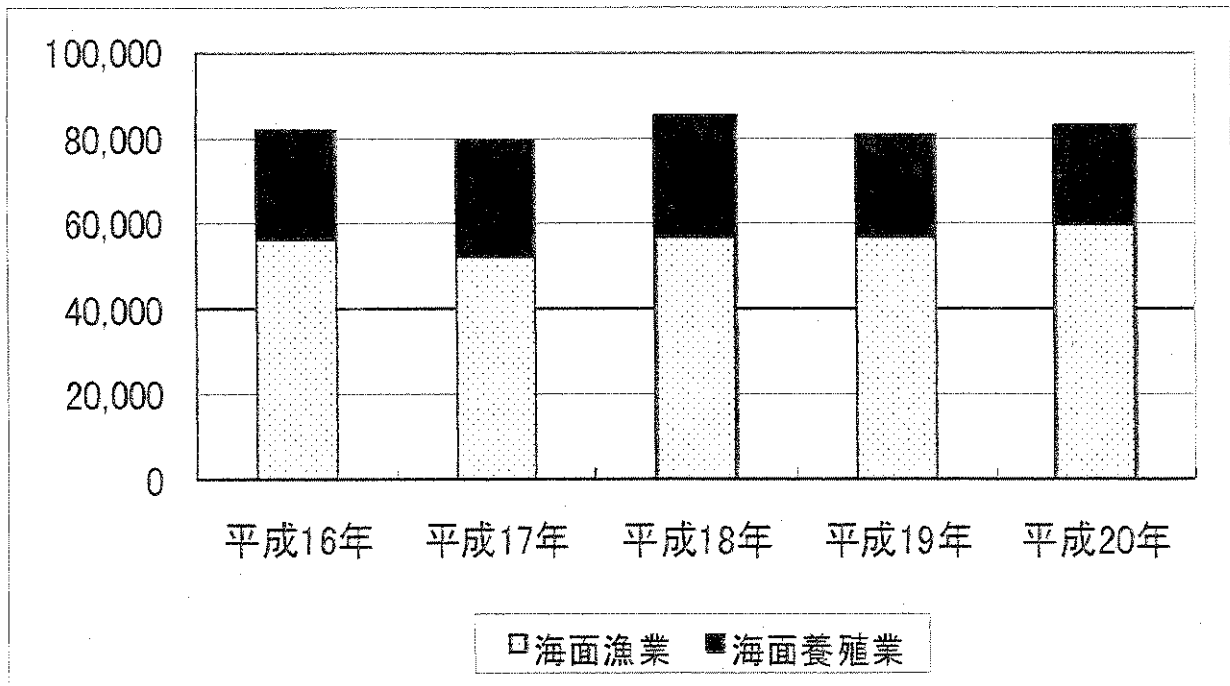


図7・表7 漁業生産額の推移

(単位：百万円)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
海面漁業	56,626	52,131	56,919	57,210	59,760
海面養殖業	25,104	27,367	28,207	23,624	23,101
計	81,730	79,498	85,126	80,833	82,861

資料：東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

(ハ) 主な漁業種類の生産動向

a. 遠洋漁業

遠洋漁業として分類される主な漁業種類には、遠洋底びき網漁業、大中型まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣漁業等があります。

遠洋漁業の生産量は、昭和48年のピーク時には40万トンほどありましたが、昭和52年の200海里規制による北洋漁場からの遠洋底びき網漁業の撤退やその後の国際的な漁業規制等による遠洋まぐろはえ縄漁業の生産量の減少等が主要因となり、平成15年には10万トンを割り込み、平成18年以降は、ピーク時の15%程度にまで減少しています。

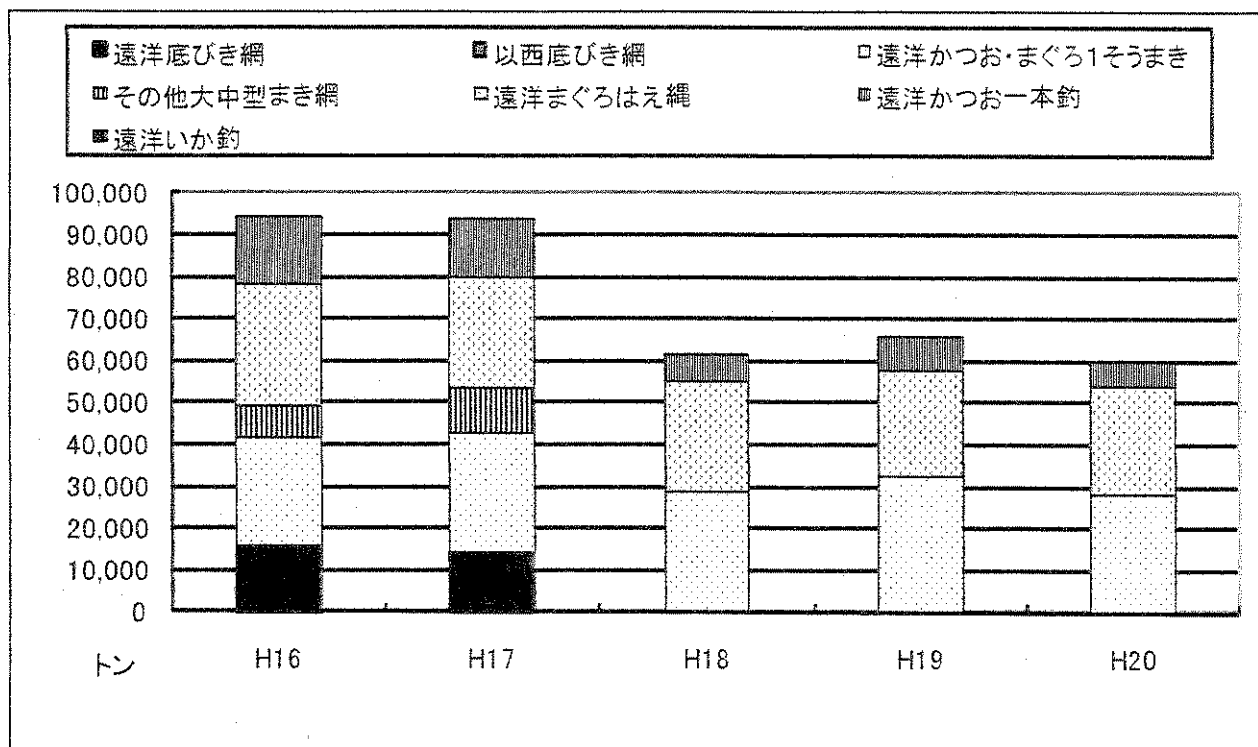


図8・表8 遠洋漁業における生産量の推移

(単位: トン)

部門別	漁業種別	生産量				
		H16	H17	H18	H19	H20
遠洋	遠洋底びき網	15,701	14,502	×	×	×
	以西底びき網	—	—	—	—	—
	遠洋かつお・まぐろ1そうまき	25,887	28,382	28,940	32,509	28,122
	その他大中型まき網	7,806	10,730	×	×	×
	遠洋まぐろはえ縄	28,680	26,488	26,304	25,303	25,740
	遠洋かつお一本釣	16,125	13,449	6,405	8,191	6,032
	遠洋いか釣	×	×	×	—	—

資料: 東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

X: 未公表 —: 実績無し

b. 沖合漁業

沖合漁業として分類される主な漁業種類には、沖合底びき網漁業、さんま棒受網漁業、近海まぐろはえ縄漁業等があります。

沖合漁業の生産量及び生産額は、昭和50年代から60年代にかけて、イワシの豊漁によって30万トンを超えピークを迎えましたが、イワシ資源の減少とともに、激減しました。

しかしながら、ここ数年は当時との比較では低位ながら、横ばい状態にあります。

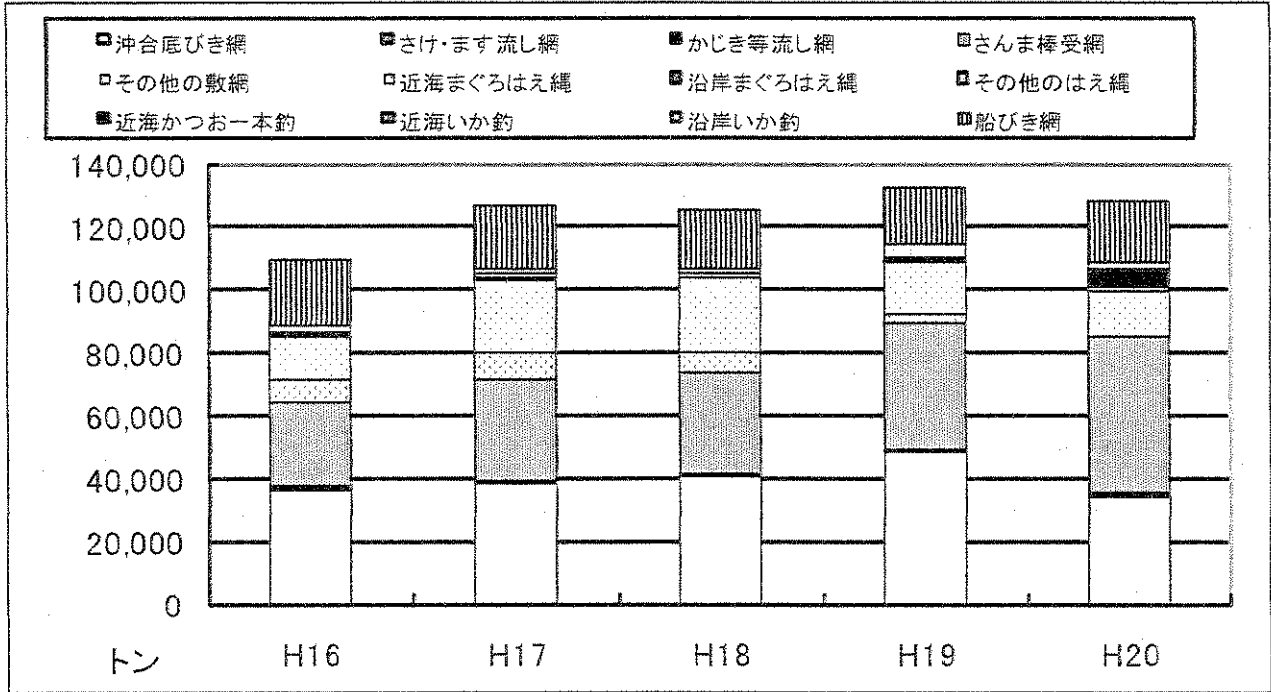


図9・表9 沖合漁業における生産量の推移

(単位: トン)

部門別	漁業種別	生産量				
		H16	H17	H18	H19	H20
沖合	沖合底びき網	36,359	38,052	40,209	48,313	34,193
	さけ・ます流し網	—	—	—	—	—
	かじき等流し網	1,376	971	1,221	1,130	1,435
	さんま棒受網	26,516	32,192	32,163	40,259	49,566
	その他の敷網	7,115	8,882	6,111	2,425	—
	近海まぐろはえ縄	14,005	22,863	23,810	16,460	13,905
	沿岸まぐろはえ縄	343	631	538	737	628
	その他のはえ縄	1,075	1,464	1,430	1,155	968
	近海かつお一本釣	—	—	—	—	6,032
	近海いか釣	—	—	—	—	—
	沿岸いか釣	2,036	1,606	1,455	3,712	2,165
	船びき網	20,435	20,039	18,498	18,342	19,298

資料: 東北農政局統計情報部「宮城農林水産統計年報」
X: 未公表 —: 実績無し

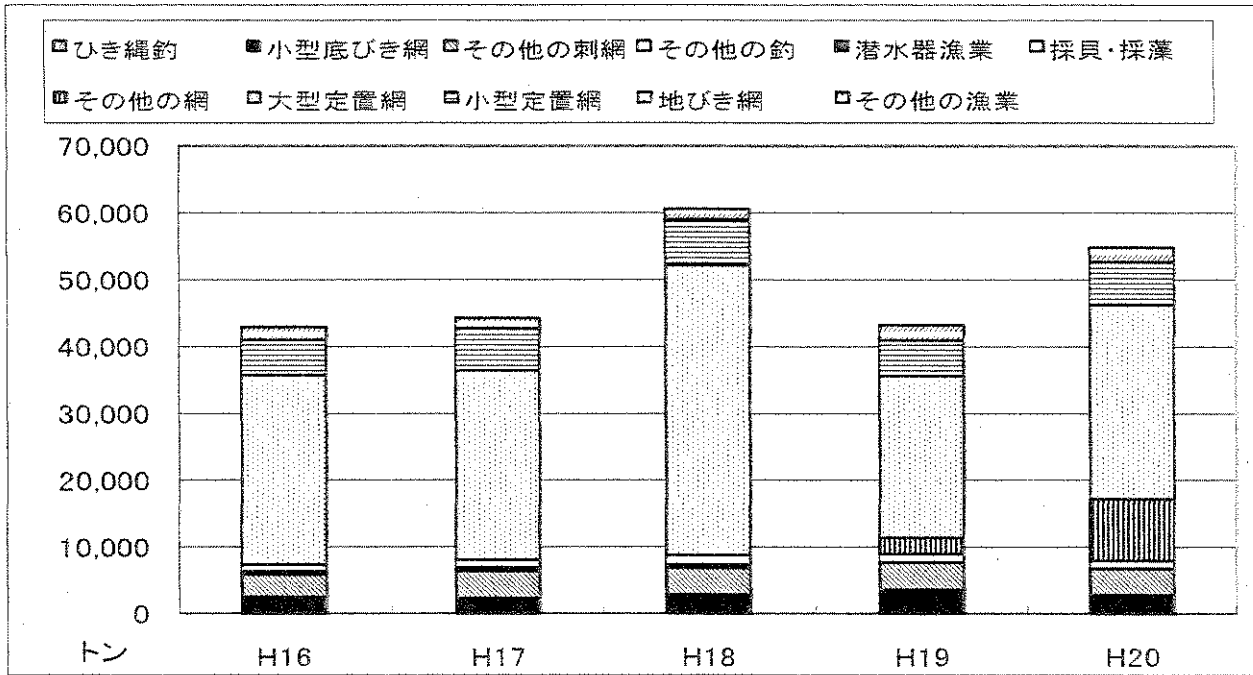
c. 沿岸漁業

沿岸漁業として分類される主な漁業種類には、定置網漁業、小型底びき網漁業、採貝・採藻、その他刺網漁業等があります。

沿岸漁業は、漁船の性能や生産技術の向上等により、昭和40年代以降は生産量及び生産額ともに比較的安定して推移してきました。

最近では漁海況の変化等により年による増減は見られるものの、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

図10・表10 沿岸漁業における生産量の推移



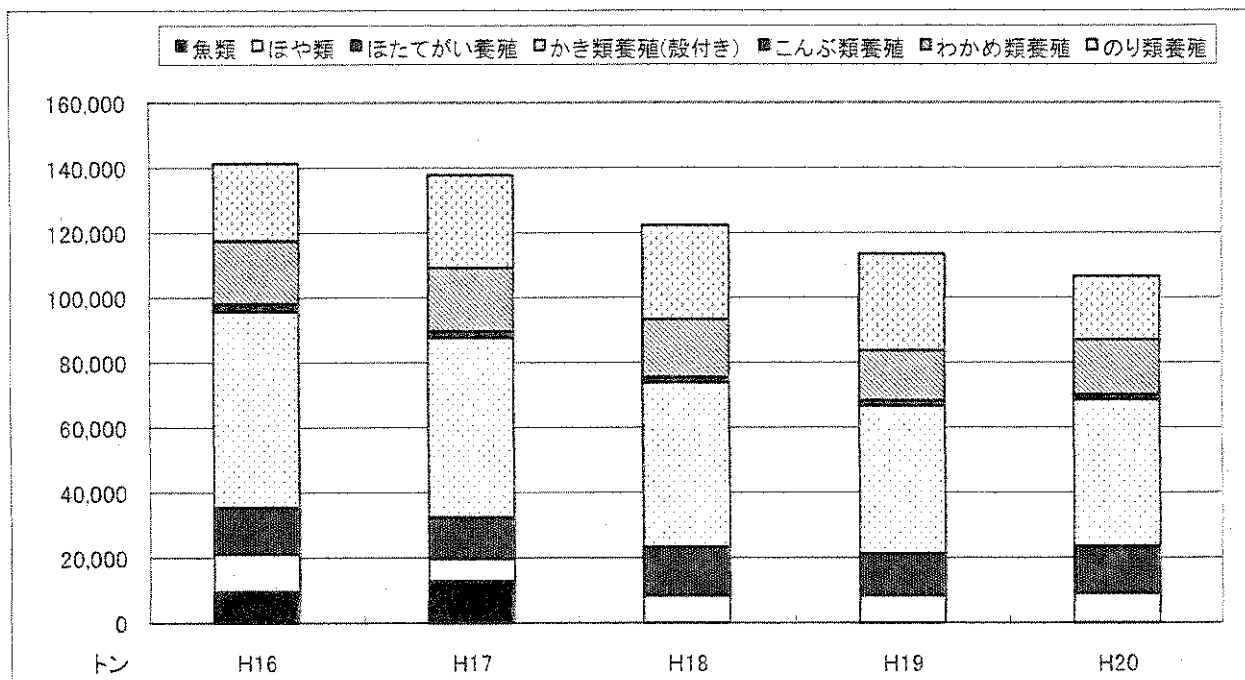
部門別	漁業種別	生産量				
		H16	H17	H18	H19	H20
沿岸	ひき縄釣	7	9	48	20	14
	小型底びき網	2,480	2,297	2,738	3,571	2,758
	その他の刺網	3,370	4,130	4,094	4,105	3,978
	その他の釣	78	50	55	41	74
	潜水器漁業	409	487	437	—	—
	採貝・採藻	1,017	1,075	1,395	1,231	1,150
	その他の網	—	—	—	2,425	9,220
	その他の漁業	1,973	1,575	1,601	2,305	2,147
	大型定置網	28,384	28,362	43,378	24,221	29,093
	小型定置網	5,237	6,312	6,857	5,329	6,387
	地びき網	—	—	—	—	—

(単位: トン)

資料: 東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」
—: 実績無し

d. 海面養殖業

海面養殖業の生産量は、昭和56年以降増加傾向にありましたが、平成13年以降は13～14万トン前後で推移しています。



※平成18年から魚類養殖の生産量が未公表となったため、グラフには反映されていません。
 なお、H18～H20の魚類養殖の生産量は約1万トン前後と見込まれます。

図11・表11 海面養殖業における生産量の推移

(単位: トン)

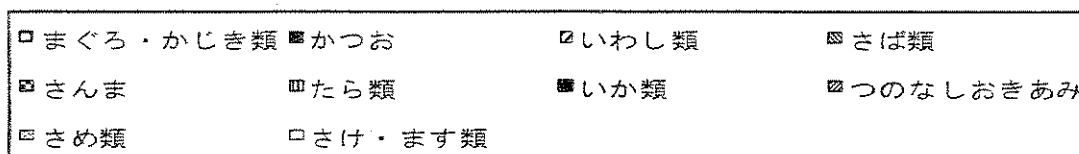
部門別	漁業種別	生産量				
		H16	H17	H18	H19	H20
魚類	魚類	9,668	12,835	×	×	×
	(うち ぎんざけ)	9,586	×	×	×	×
ほや類	ほや類	11,486	6,883	8,268	8,284	9,002
ほたてがい養殖	ほたてがい養殖	14,384	12,793	14,959	12,937	14,468
かき類養殖(殻付き)	かき類養殖(殻付き)	60,147	55,187	50,576	45,397	45,041
その他貝類養殖	その他貝類養殖	19	×	×	×	×
こんぶ類養殖	こんぶ類養殖	2,431	1,965	1,630	1,683	1,551
わかめ類養殖	わかめ類養殖	19,414	19,491	17,932	15,390	17,036
のり類養殖	のり類養殖	23,880	28,608	28,961	29,792	19,435
その他の海藻類養殖	その他の海藻類養殖	—	—	—	—	—

資料: 東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」
 X: 未公表 —: 実績無し

(二) 主要魚種別生産

平成20年の主要魚種別生産量（養殖を除く）を見ると、①さんま、②かつお、③まぐろ・かじき類、金額では①まぐろ・かじき類、②かつお、③さめ類の順となっています。

また、さけ・ます類、いわし類、さんまが、さば類の生産量は前年よりも増加し、生産額ではさけ・ます類、さば類、ひらめ・かれい類、まぐろ・かじき類が前年より増加しました。



(トン)種別

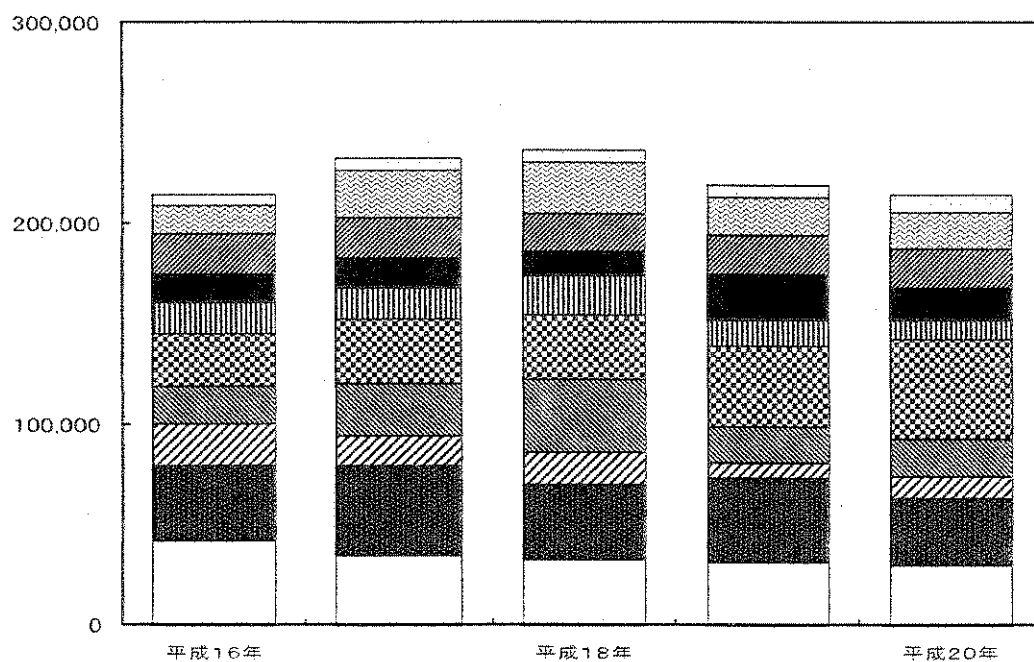


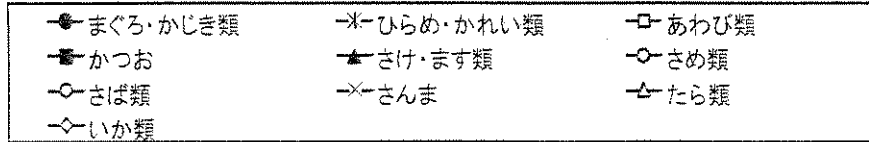
図12・表12 本県における生産量上位10種の推移

(単位：トン)

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
①さんま	26,538	32,230	32,281	40,330	49,739
②かつお	37,617	44,973	37,576	41,668	33,294
③まぐろ・かじき類	41,932	34,701	32,728	31,424	29,729
④つのなしおきあみ	20,557	20,287	19,089	19,001	19,268
⑤さば類	18,316	26,287	36,421	17,877	18,886
⑥さめ類	13,925	23,735	25,408	19,154	18,167
⑦いか類	13,765	14,242	12,419	23,132	16,124
⑧いわし類	20,996	14,300	15,887	7,708	10,917
⑨たら類	15,426	15,811	18,927	12,826	9,423
⑩さけ・ます類	5,283	5,956	6,042	6,304	8,991

資料：東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

百万円



生産額

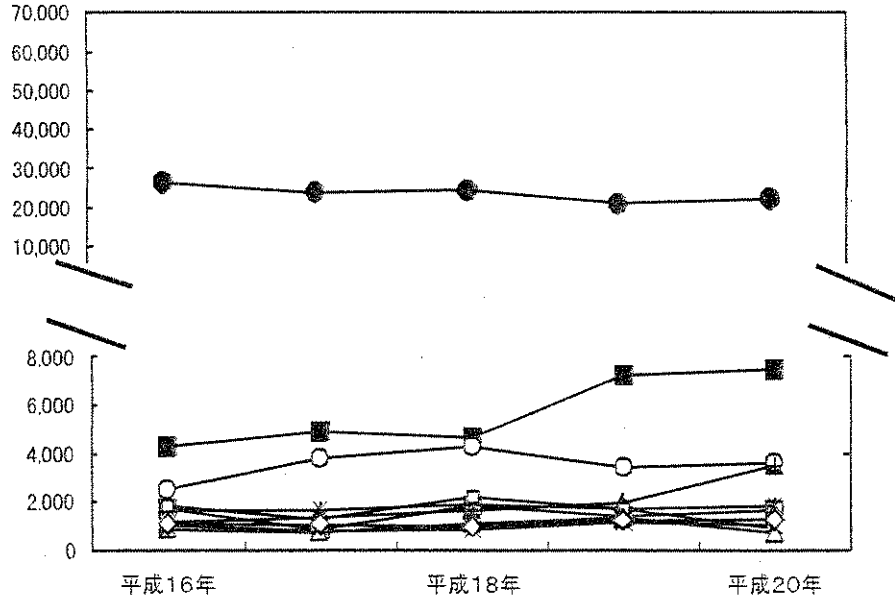


図13・表13 本県における生産額上位10種の推移

(単位：百万円)

資料：東北農政局統計部「宮城農林水産統計年報」

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
① まぐろ・かじき類	26,408	23,874	24,356	20,866	22,136
② かつお	4,306	4,915	4,632	7,222	7,491
③ さめ類	2,531	3,823	4,300	3,449	3,597
④ さけ・ます類	1,148	1,360	1,675	1,962	3,511
⑤ いか類	2,683	2,678	2,411	3,116	3,147
⑥ さんま	2,640	1,950	2,141	2,894	2,636
⑦ ひらめ・かれい類	1,670	1,679	1,904	1,691	1,836
⑧ たら類	2,220	1,869	2,795	3,345	1,817
⑨ さば類	1,746	887	1,839	1,433	1,624
⑩ あわび類	1,850	1,277	2,216	1,709	943

(六) 内水面漁業

河川・湖沼の内水面における漁業は、海面漁業に比べて専業の漁業者が少なく、一方で漁業を営まない水産動植物の採捕者や遊漁者が多いこと、内水面の資源の特性として種苗の放流等により増やさなければ枯渇しやすい等の性質を有しています。

そのため、内水面においては、漁業協同組合が漁業権に基づいて適切に管理することにより、資源の管理、増殖及び有効な利用を図ることとしています。

本県の内水面では、シジミ及びジュンサイ等を対象とする第1種共同漁業権5件、アユ及びヤマメ等を対象とする第5種共同漁業権23件が免許されています（平成20年免許）。

第5種共同漁業権が免許された河川・湖沼においては、漁業協同組合により、稚魚の放流や産卵場の保護等の資源増殖のための取組がなされており、漁業として組合員による採捕が行われているほか、遊漁として遊漁規則に基づいた釣り等が行われています。

内水面漁業を代表するアユは、県内内水面17漁協のうち12漁協で漁業権魚種となっており、7月1日の解禁にむけて、毎年種苗放流を行っています。

そのほか、県内17の漁業協同組合等の団体がサケの増殖事業に取り組んでおり、サケを採捕する海面漁業者との協力体制（定率の水揚協力金の賦課等）を構築して、サケ稚魚の生産・放流により、本県のサケ資源の維持増大を図っています。

一方、近年、ブラックバス等の外来魚の影響により、在来種が激減する等内水面の生態は著しく変化してきていることから、ブラックバス等外来魚の駆除に関する調査研究及びその実施並びに法令等に基づく放流に関する各種制限措置等が講じられています。

また、平成15年11月に霞ヶ浦で初めて発生が確認されたコイヘルペスウイルス（KHV）病は、その感染が全国に広まっています。

県内でも平成17年は6件、平成18年は2件、平成19年は1件の発生が確認され、平成20年と21年は発生しませんでした。現在、内水面漁場管理委員会指示により、阿武隈川水系、北上川水系、名取川水系及び七北田水系からのコイの持ち出し・移植が禁止されています。

（単位：kg（アユ）、千尾（イワナ・ヤマメ発眼卵含む））

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
アユ	6,060	9,230	8,540	8,824	6,770
イワナ	206	168	173	167	135
ヤマメ	212	201	265	252	183

表14 県内河川等における主な放流量の推移
資料：宮城県農林水産部水産業振興課調べ
資料：宮城県農林水産部水産業基盤整備課調べ

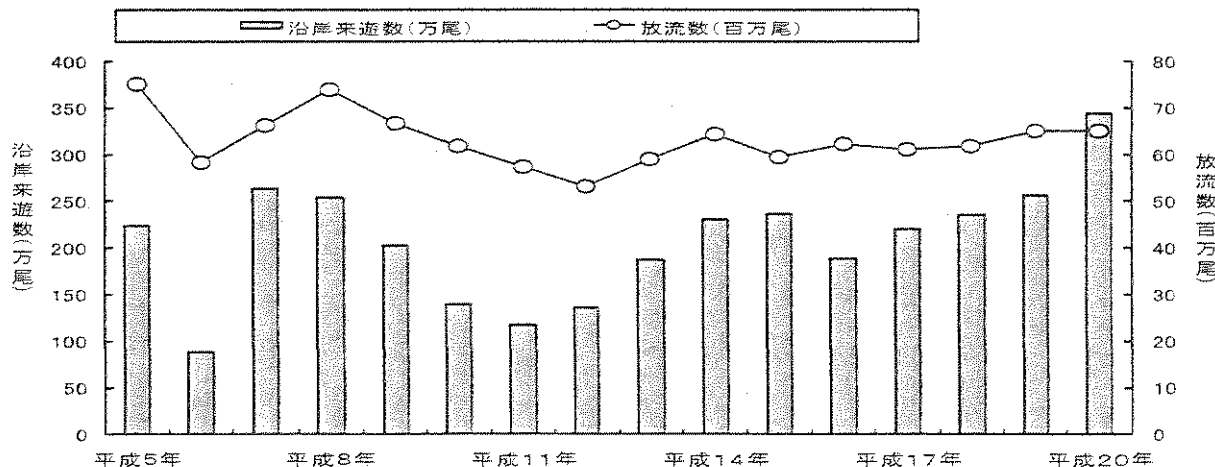


図14 本県におけるサケ稚魚放流量及び沿岸来遊量の推移

○マグロ漁業の現状と課題について

1 マグロ漁業とは

マグロ漁業は、大きく分けて、我が国の食文化を代表する刺身用マグロであるクロマグロ、ミナミマグロ、メバチマグロ、ビンナガなどを供給する「延縄漁業、一本釣り漁業」と欧米諸国の食文化である缶詰用マグロであるキハダマグロやカツオなどを供給する「まき網漁業」に分けられます。また、近年、刺身用マグロの供給を目的とした「まぐろ蓄養業」が一定の地位を確立してきています。

2 マグロ漁業の現状

海洋を広く回遊する魚種（高度回遊性魚類）であるマグロ類については回遊範囲を基に設立された5つの地域漁業管理機関（IATTC, ICCAT, IOTC, WCPFC 及び CCSBT）において資源管理を行っていますが、国際的な枠組みの外で無秩序に操業を行う IUU（違法・無報告・無規制）漁業や漁獲効率の高いまき網漁業の台頭、まぐろ蓄養業に供給する若令魚に対する漁獲圧力の増加等によって、一部のマグロ類の資源状況が悪化しています。

このことから、各地域漁業管理機関では、持続的により多くの漁獲が可能となる状態まで資源を回復させることを目的として、資源管理規制が強化されており、近年、ミナミマグロ（CCSBT）や大西洋クロマグロ（ICCAT）、太平洋メバチマグロ（WCPFC）における漁獲量の大幅削減などが決定されました。

これらにより、平成21年、我が国は遠洋及び近海マグロ延縄漁船の減船を実施しています（全国87隻、県内27隻）。

また、遠洋及び近海マグロ延縄漁業にあつては、釣獲率低下（資源的）・石油価格高騰（コスト的）・魚価低迷（市場的）の「三重苦」にあり、その結果、累積債務を抱え経営的に苦境にあり、持続的な漁業経営に向けた抜本的な経営改善が必要となっています。

3 マグロ漁業の課題

我が国は、世界最大のマグロ消費国・漁業国として、国際社会の中心となり、将来にわたってマグロ資源を保存し、持続的に利用できるよう努力していくとともに、我が国の食文化である刺身用マグロを安定的に供給する体制を確保していくことが重要です。

県としては、遠洋及び近海マグロはえ縄漁業の維持、存続に向けた各種支援策の実現や、国際的な資源管理措置の徹底、マグロ類の国際取引が規制対象とならないようにするなど、国に対して働きかけていくとともに、引き続き、気仙沼地域で行われている当該漁業の構造改革に向けた取り組みを支援していきます。



（水産業振興課）

○大西洋クロマグロの漁獲枠の削減について

平成21年11月9日から15日まで、レシフェ（ブラジル）において開催された「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）」の第21回年次会合において、東大西洋クロマグロの漁獲枠削減等が決議されました。

1 主な決議の概要

○ 漁獲枠の削減

平成22年（2010年）の東大西洋クロマグロの総漁獲可能量（TAC）を、本年（2009年）の約4割削減する。

表 東大西洋クロマグロの漁獲可能量と日本の割当量の推移

年 次		H20	H21	H22	H23
昨年	総漁獲可能量 (t)	28,500	22,000	19,950	18,500
	うち日本 (t)	2,430	1,871	1,697	未定
今回	総漁獲可能量 (t)	—	—	13,500	未定
	うち日本 (t)	—	—	1,148	未定

○ 平成23年以降のTAC

科学委員会の資源評価の後、翌年に設定する。なお、科学委員会が資源崩壊の危機（資源の回復が困難な状況）を認めた場合、平成23年は漁業を全面停止。

○ 地中海のまき網漁業の漁期

操業期間を「4月16日から6月14日」の2ヶ月間から、「5月16日から6月14日」の1ヶ月間に半減。

※ H20の委員会では、操業期間が4ヶ月短縮され2ヶ月となっていた。

2 規制強化の背景

- ・大西洋クロマグロを巡っては、平成22年3月のワシントン条約締約国会議において、モナコの提案により、国際取引の禁止について議論されることになっていましたが、水産庁としては、科学的根拠に基づいた自主管理の強化等を目指していました。

3 本県への影響

- ・東大西洋海域でクロマグロを対象に操業している本県所属の遠洋まぐろはえ縄船は9隻（気仙沼6，塩釜3）となっています。
- ・当該海域での操業の中心はクロマグロであることから、漁船によっては漁場の変更を余儀なくされるなど該当経営体への大きな影響が懸念されます。
- ・なお、大西洋クロマグロは本県魚市場に水揚げされておらず、魚市場等への直接的な影響は少ないと思われます。

（水産業振興課）

○国際捕鯨委員会（IWC）の動向について

（関連事業：鯨類餌生物調査事業）

1 本県の捕鯨の現状

本県の石巻市鮎川は、全国有数の捕鯨基地として、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきました。しかし、昭和62年に商業捕鯨が中断されてからは、国際捕鯨委員会（以下、IWC）の規制対象外であるツチクジラやコビレゴンドウ等の小型鯨類を年60頭程度捕獲しているに過ぎず、地域経済の衰退はもとより、鯨文化の継承も危惧される状況にあります。このことから、沿岸小型捕鯨を再開するため、IWCの正常化を図りながら、鯨類資源の持続的な利用に向けた合意づくりと、沿岸小型捕鯨の再会を国に働きかけています。

2 IWCの動向

IWCは、「鯨類の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にするため」に、昭和21年に締結された国際捕鯨条約に基づき、昭和23年に設置され、日本は3年後の昭和26年に加盟しました。

IWCは当初、捕鯨国が多数を占めていましたが、昭和39年にシロナガスクジラやザトウクジラの捕獲禁止、他の鯨類についても捕獲枠の大幅な削減が打ち出されてからは、鯨油のみに依存していた国々は次々に南極海捕鯨から脱落し、次第に反捕鯨国が増加していきました。そしてついには、昭和57年に商業捕鯨停止が決議され、日本では昭和62年に南極海での商業捕鯨、昭和63年には沿岸での商業捕鯨を中断しました。その後、IWCの下部組織である科学委員会では、平成4年に新たな管理方式を完成させ、IWCもこれを承認しましたが、反捕鯨国は管理を保証する制度を求めております。近年では、捕鯨国と反捕鯨国が対立し、鯨類資源管理機関としてIWCの機能が失われつつあるIWCの正常化に向けた作業部会が設置されましたが検討は進んでいません。近年のIWC年次総会の開催状況と内容は以下のとおりです。

回数	開催時期	開催場所	内容
60	平成20年6月	サンティアゴ(チリ)	<ul style="list-style-type: none"> ・IWC正常化のため、合意案を作成するための作業部会の設置を合意。 ・沿岸捕鯨、調査捕鯨、南大西洋サケツクリの3つをパッケージ案として5年間の暫定措置をとることで合意。
61	平成21年6月	マデイラ(ポルトガル)	<ul style="list-style-type: none"> ・IWC正常化に向けた協議を1年延ばし、平成22年6月の第62回IWC年次総会までにまとめることとした。 ・更なる協議を進めるため、IWC議長の下部に少数国によるサポートグループの設立にコンセンサスで合意。

※平成22年2月IWC議長マキエラ氏(チリ)から、現行の調査捕鯨を10年間停止する代わりに捕獲頭数を大幅に削減したうえで、南極海や沿岸での捕鯨を認める提案がなされ、平成22年6月に開催される第62回IWC年次総会での採決を目指しているが、オーストラリア等の反捕鯨国から強硬な反対意見が出されており、見通しは不明な状況である。

3 本県の取組状況

本県では科学的根拠に基づいた鯨類の持続的利用を図るべきとの主張に歩調を合わせながら、IWCにおいて沿岸漁業の安定と地域の活性化、鯨文化と次代への継承を実現するため、三陸沖鯨類捕獲調査に協力する等、我が国沿岸捕鯨の早期再開に向けた働きかけに努めています。

（水産業基盤整備課）

○「ワシントン条約（CITES）第15回 締約国会議」の結果について

大西洋クロマグロを巡って、平成22年3月13日から25日まで、ドーハ（カタール）において開催された「ワシントン条約（CITES）第15回 締約国会議」において、モナコが提した大西洋クロマグロの附属書Ⅰへの掲載（国際取引の禁止）に関しては、否決されました。

1 主な決議の概要

- ・ 大西洋クロマグロ（モナコによる附属書Ⅰ掲載提案）の採決結果
3月18日 第1委員会採決 【否決】
3月25日 本会議 【委員会の結果（否決）をそのまま了承】
- ・ 魚類に関するその他の附属書改正提案の採決結果

附属書Ⅰ、Ⅱへの掲載が提案された魚種名（Ⅰ・Ⅱの別）	提案国	提案に対する日本の姿勢※	本会議における最終採決結果
アカシユモクザメ及び類似種4種（Ⅱ）	米国、パラオ	反対	否決
ヨゴレ（Ⅱ）	米国、パラオ	反対	否決
ニシネズミザメ（Ⅱ）	EU、パラオ	反対	否決
アブラツノザメ（Ⅱ）	EU、パラオ	反対	否決

- ※ 日本でも漁獲対象となっているサメ類8種について、フカヒレ目当ての漁獲や漁網への混獲で数が減り、無規制の国際取引が続けば絶滅の恐れが生じるとして、米国や欧州連合（EU）などが提案しました。
日本は「一部の地域のデータを全世界の資源評価のように当てはめている」などとして、クロマグロと同様に反対する姿勢をとっていました。

2 今後の対応

- ・ 今回の締約国会議においては大西洋クロマグロの国際取引の禁止は否決されたものの、今後の同様の動きに対応するため、I C C A T等資源管理機関の規制措置が各国においても徹底されるとともに、輸入マグロの管理強化が図られるよう、引き続き国に働きかけます。

《参 考》

◆ ワシントン条約とは

- ・ 正式名称：「絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約」
（生物の絶滅を防ぐ目的で1973年にワシントンにおいて採択）
- ・ 加盟国：175カ国（今年4月現在） ※日本は、1980年11月4日に締約国
- ・ 目的：特定の野生動植物種を保護するため、国際取引の規制を行うもの。絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3つの分類に区分し、附属書に掲載された種についてそれぞれの必要性に応じて国際取引が規制される。

- ※ 附属書Ⅰへの掲載には、締約国会議において、2/3以上の賛成が必要。
現加盟国175カ国×2/3≒117カ国（欠席又は投票棄権は、母数から除外）
- ※ 附属書Ⅰ：国際取引の影響下で絶滅のおそれが生じている種。国際商業取引は原則禁止。
- ※ 附属書Ⅱ：現在絶滅のおそれはないが、将来そうなりそうな予備軍的な種。国際取引の際に輸出国の許可証発行が義務付けられる。

（水産業振興課）